

反社会的勢力排除に関する事項

本書は、甲乙間で行う全ての取引における反社会的勢力の排除に関し、次の通り条件を定めるものである。

第1条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - ① 自らまたは自らの役員等もしくは当該業務遂行に関して重要な地位にある業務員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと。
 - ② 反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③ 反社会的勢力と取引、または協力、関与等しないこと。
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害等を行わないこと。
2. 甲および乙は、相手方が前項の表明、保証に反した場合、何ら催告することなく、契約の全部または一部を解除することができるものとする。
3. 甲および乙は、前項に基づき契約を解除した場合、これにより生じた損害の賠償を相手方に対し請求することを妨げないものとする。
4. 甲および乙は、本条第2項に基づき契約を解除された場合、これにより生じた損害の賠償を相手方に対し請求することが出来ないものとする。

第2条（有効期間）

1. 本書は、締結日に発効し、本業務契約の終了時まで有効とする。甲乙間の契約が有効な期間、有効に存続するものとする。